平成２１年（フ）第３６１号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地６
県営住宅１棟４階23号
破産者　坂口商店建設部・運送部こと　坂口　倫章
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６５号
和歌山県橋本市野182番地の１
破産者　堀切　成啓
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８６号
和歌山県岩出市水栖218番地の３
破産者　長谷川武志
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４１８号
和歌山市粟220番地の１　フレグランス粟Ａ201
破産者　京井戸起子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４４８号
和歌山県橋本市市脇582番地の３
破産者　木村　貴勇
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５００号
和歌山県紀の川市桃山町最上738番地２
破産者　山見　　隆
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５７４号
和歌山市打越町５番24号
破産者　塩谷　政典
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８４号
和歌山県海南市小野田501番地３
破産者　北口　昌樹
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９２号
和歌山県海南市日方1271番地14
破産者　中津　隆澄
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６０９号
和歌山市内原937番地の５
破産者　山口　憲二
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４号
島根県雲南市大東町岡村147番地内２
破産者　森山　博史
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９５号
広島県福山市藤江町1247番地３、旧住所広島県福山市藤江町972番地の２
破産者　織田　竜太
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２８４号
山口県防府市岩畠３丁目６番34号　フレグランス原田201号
破産者　田中　里奈
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
長崎県長崎市葉山１丁目26番33号　亀井アパート101
破産者　谷口　正樹
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７７９号
熊本市健軍３丁目12番７号
破産者　泉　　陽子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２４１４号
福岡県糟屋郡久山町大字久原491番地３
破産者　平畑紘兵衛
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９５０号
福岡市博多区美野島１－８－18－１クレセント博多102号室
破産者　菅原　博道
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３３号
福岡市博多区比恵町11番７号
破産者　佐々木三知代
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９号
長野市篠ノ井会228番地の１
破産者　嶋田　哲人
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係